

第10回船橋市補助金制度検討委員会議事録

1. 開催日時 平成21年4月27日(月) 午後6時00分～午後8時20分
2. 開催場所 船橋市役所 9階 第1会議室
3. 出席者 (委員) 今泉委員、岡田委員、斎藤委員、寺園委員、藤田委員、武藤委員
(事務局) 金子企画調整課長、金子財政課長、石井市民協働課長、野沢副主幹、小出副主幹、西村主査、横瀬副主査、北川副主査、石原副主査、三輪主任主事、大島主任主事、矢野主任主事
(傍聴人) 2名
4. 議題 (1) 第9回委員会での補助事業審査結果の確認について
(2) 89事業審査結果の確認について
(3) 新しい補助金制度(案)について
(4) 検討委員会報告書(素案)の内容について
(5) 今後のスケジュールについて

【議事】

- ： (傍聴人入室)
- 委員長： 議題1について事務局から説明願います。
- 事務局： 議題の1は、「第9回委員会での補助事業審査結果の確認について」でございます。前回第9回の委員会で審査いただいた21事業の結果を書面にいたしましたので、ご確認いただくものでございます。
- まず、資料1の①をご覧ください。委員会としての評点と審査結果を一覧にしております。また、その後ろに資料1の②として各事業の点検シートを添付してあります。得点だけでなく、他の類似補助金の関係もございまして、補助事業の性質と結果のバランスがとれているかご注意いただきたいと思っております。点検シートには、ご議論のあった事項を意見欄に記載しておりますのでご確認ください。
- 現時点で特にご意見がなければ、一旦ご承認いただき、次の議題で全体を見ながら再確認をお願いできればと思っております。
- 委員長： この次に全体を見て、調整する訳ですが、ここでは特に何かございませうか。
(議題1承認)
- では、次の議題2に進みたいと思っております。
事務局、説明願います。
- 事務局： 議題2は、「89事業審査結果の確認について」でございます。
- まず、資料2の①をご覧ください。今まで審査いただいた交付先が限定されている補助金89事業を得点率順に並べた審査結果一覧表でございます。一覧表は4ページに渡りますが、4ページ目の右側に、89全事業の平均点と廃止事業の平均点を表示しております。全事業の平均点以下には、網掛けしてございます。2ページ目の得点率の行をご覧くださいますと、49番の「農産物ブランド推進事業費補助金」までが、網掛けしており、平均点以下ということになります。
- 次に、5ページ目の資料2の②をご覧ください。こちらは89事業のうち、廃止の

結果が確定した事業のみを取り出した一覧表でございます。右側の「全事業平均点」と「廃止事業の平均点」を見ていただきますと、廃止事業の平均点が全事業の平均点を超えている評価項目が二つございます。

一つ目が評価項目の 11 番「補助率を設定しているか否か」についてですが、全事業平均 0.71 ポイントに対しまして、廃止事業平均が 0.72 ポイントとなっております。二つ目の評価項目は、15 番「事務補助等の支援を重複して受けているか否か」になります。こちらも全事業平均 1.46 ポイントに対しまして、廃止事業平均が 1.53 ポイントとなっております。いずれの評価項目も市の制度や対応に係る項目でございますので、このような結果は、容認せざるを得ないと考えます。

また、得点率につきましては、8 番「船橋法人会補助金」を含め、9 事業が全事業平均を上回っているという結果です。

裏面の 6 ページ目の資料 2 の③をご覧ください。

こちらの一覧表は、参考までに廃止事業の評点を評価項目の 4 分野にまとめたものでございます。右側の平均点の欄を見ていただきますと、先程の全事業平均を超えていた評価項目が含まれている「制度の的確性」「対象の適格性」が、それぞれ全事業平均以下になっております。

続きまして、資料 3 をご覧下さい。

こちらは、補助事業を分野別に並べた表です。結果のバランスがとれているかご確認いただきたいと思っております。

事務局提案としまして、三つございます。一つ目が「廃止」が付いた事業全てではありませんが、意見欄に斜体の文字で新しい補助金制度を活用していただきたいという趣旨の文章を加筆しておりますので、ご検討いただきたいと思っております。

9 ページをご覧下さい。

二つ目は、【生涯学習（その他）】の分野の 73 番「社会教育関係団体補助金」と 74 番「文化振興団体補助金」につきましては、「一旦廃止して、新しい制度に移行する」となっていますことから、「廃止」のフラグも立てる必要が考えられますことから、○印を付け、意見欄も斜体文字で加筆してございますので、ご検討いただきたいと思っております。

三つ目は、審査した結果として、補助金の削減額（効果額）が算定できるものを抽出できないかと考えておりますので、これについてもご検討いただければと思っております。議題 2 は以上です。

委員長： 資料 2 の②で、廃止事業の平均点が出ていますが、全事業の平均点を上回っている項目があります。21 番の「ボランティア傷害保険事業補助金」のような得点率が高くても廃止の提言が出ているものもあるということで、廃止の平均点を引き上げている原因にもなっている訳ですね。次の資料 2 の③を見ますと、4 つの分野別にまとめていますが、公益性・必要性、効果制・公平性など均して見ていくと、全事業の平均点を下回っているということになる訳ですね。

委員： 評価項目の 11 番と 15 番の廃止事業平均点が、全事業平均点を上回っているのはしょうがないことだと思います。11 番は補助率を設定しているかという設問ですから、

当てはまれば評点が高くなります。15番も同様で、重複支援していなければ2点です。ただ、この評価項目でいいのかというのは別問題ですが。

委員：13番や21番の補助事業は、4分野で見た時に、全事業平均点を超えているのをどのように考えるのかですね。

委員：13番の「社会福祉事業振興資金貸付事業に伴う補助金」は、貸付事業そのものが、補助事業としていいのかというところで、考え方も別れたのではないかと思います。

委員：委員評点の平均をとっているにもかかわらず、点数が高すぎるというのは、何か説明が必要だと思います。

事務局：この13番の補助事業は、社会福祉協議会へ様々な補助金を支出しているのに、ここでまた運営費として支出する必要がないのではないかとということで、廃止になったと記憶しております。

事務局で話し合ったのですが、点検シートの弱点は、本当に重要な条件とそうでない条件が同じ配点になっていることです。ウエイトの付け方を変えてみるという方法もあるのですが、単にこれは目安として考えていただいて、そもそもその補助事業が今の時代に合っているのか、それから補助すべき内容なのか。つまり、点数の高いところは制度が整備されているのです。そもそもその補助金は必要ないだろうという項目は、点数が低いので、全体としては高くなる傾向があります。今からこれを設計し直すのは現実的ではないということで、点数イコール結果ではないということでやむを得ないと考えました。

委員：例えば39番や60番の補助事業は、制度の的確性や対象の適格性は高いが、公益性・必要性は低いということで、このような事業は補助金の性格上よろしくないと言えるのですが、13番の事業みたいなバランスよく高得点のものが、廃止という結論ですので、これをどう説明するのが問題ですね。

委員長：13番の事業については、他の補助事業と整理統合を図ることと、もっと効率的な方法も検討してはどうかということを提言しています。21番の事業と併せて、今日的な視点から廃止してはどうかという議論をいたしました。特に意見欄に付け加えることがありますか。

事務局：委員会の議論をここに入れるということに専念しておりましたので、説明が不足しているものについては、只今、ご提案いただきましたので、廃止のフラグが立っていて、得点の高い事業については、意見を補足するようなことを考えたいと思います。

委員：新しい補助金制度の補助対象経費で人件費があるのですが、運営費補助との整合性が取れなくなるのでは。

委員長：確かにこれまで個別に審査してきた段階では、人件費に対しては厳しく見てきました。新しい補助金制度ではどう考えるかということですね。

13番の事業は、貸付業務に対して、この業務の僅かな人件費分を取り出して補助金を払うというのは、少し違うのではないかと。総体としての社協の事業を運営するための人件費として、統合して行けば、当然その中に含まれることですので、これは廃止していいのではという議論でしたね。

委員：そうすると、評点の付け方が少し違っている感じがします。貸付事業は必要性が認

められるけれども、その事務費の補助だけを考えると、必要性・公益性が高いのか疑問ですね。最終目的で見ると点数が高くなるが、補助金の対象だけを見るとそうでもないということがあります。

委員長：　そうですね。13番の事業の評価項目3を見ていただきますと「被補助者以外の市民の利益となる活動を実施しているか」という設問に対して、2点付いています。7,8番の項目も2点となっており、見方の違いが出ているかもしれませんね。ここで、見直してみますか。

事務局：　今、見直すより、事務局で「こういう理由でこの評点は高くなっているが廃止である」というように整理させていただきたいと思うのですが。

委員長：　それでは事務局で13,21番など「公益性・必要性」や「効果性・公平性」の分野が高いところを見ていただいて、評点が高くなった理由を探していただきたいと思います。また、委員会の認識が不十分であった点がありましたら、指摘していただきたいと思います。

（了承）

では、議題の3の新しい補助金制度について、事務局より説明願います。

事務局：　議題の3は、新しい補助金制度（案）についてでございます。

資料5の報告書素案の9ページをご覧ください。

4章では、協働を基本理念とした新しい公募型補助金の必要性と制度の提案について、記載してございます。

22ページをご覧くださいますと、これまで各委員のご意見を踏まえて、要綱（案）として作成を試みたものです。

また、資料4をご覧ください。

こちらは、主として論点を整理したものでございますので、本資料に基づいて、ご議論いただきたいと思います。

裏面はプロジェクトで考えた公募補助金のフロー図でございます。既存の交付規則と委員会で作成いただいた交付基準（案）との関係も表してみました。

また、参考として、他市の対象経費や補助率を紹介したA3版の資料も添付してございます。

委員長：　それでは、資料4に沿って、議論を進めたいと思います。

まず、新しい補助金制度は「補助金」という名称を使用しないといけないのかというところを少し議論してみたいと思うのですが。「交付金」は、今度の対象から外れていますが、行政の業務を直営で行うのと同じような事業の実施形態を持っています。対して「補助金」は、市以外の民間の団体に出しているものが多いので審査の対象となりました。新しい補助金もその意味では補助金の制度の形をとるのですが、出し方や考え方が基本的に違って来ますので、この際、名称を変えた方がいいのではと思います。他市では「公益助成金」などの名称を使用しています。このような提案なのですが、いかがでしょうか。船橋市でも「助成金」という名称は使用していますよね。

事務局：　ございます。

- 委員 長 : それは特別な意味がありますか。
- 事 務 局 : 事業の名称として使用しているだけであると思います。
- 委員 長 : 事務的に名称を変えると何か問題がありますか。あるいは変えない方がいいとか。
- 事 務 局 : 助成金という名称を使用している事業があったとしても、それは 19 節の負担金補助及び交付金の中の補助金に該当するものだという関係性は明らかになると思います。助成金という名称で負担金ということはないと思いますので、助成するという意味では補助金と同等の意図を含んでいると思います。
- 補足ですが、要綱を見ていただきますと「金銭支援」という言葉を使っているところがあります。補助金と言ってしまうと今までの補助の枠組みのことをさしていると思われるので、金銭支援のための審査を行うなどの名称を使う方がいいのではないかとということで、意図を含ませております。
- 委員 長 : 4 市の事例では、補助金という名称が多いですね。名称については、事務的に可能であるかどうか、事務局で検討しておいてください。
- では、資料 4 の確認事項の①ですが、この行政提案の応募型というのは、応募型の中に行政提案と一般提案があるということですか。
- 事 務 局 : 広く公募をかけるものを提案という意味で使っていますので、自由に提案していただく部分と課題を出して手を挙げていただくものという意味で、全体の括りとしては公募型や提案型でいいのではないかとということで、提案させていただきました。
- 委員 長 : この制度は、もう存在するのですか。
- 事 務 局 : 福祉分野で、基金を利用して募集をかけるという助成事業はございます。また、市民協働課のモデル事業や社会教育課のモデル事業などの特定の分野に限ってはございます。
- 委員 長 : ①の趣旨は、提案型補助金制度を新しい補助金制度としてしっかり作る。その提案する主体は、行政も市民活動団体もそこに提案できるという括りにするのか。
- それとも別の括りとして、行政提案型と市民提案型とを作るのかという問題があります。
- 委 員 : 確認事項の②は、提案型に含まれるのですか。
- 事 務 局 : 大括りでは公募型補助金という名称としまして、この中に提案型と設立支援型という形にさせていただいています。提案型というのは具体的にテーマがあり、このテーマが公益性・必要性があるのかということを見ていきますが、②のこれからやりたい方々というのは、目的はいいけれども、そもそもまだ団体として活動実績がないようなケースですので、事業型には応募しにくいので、従って提案型と設立支援型に分けて、提案型の中には自由提案と行政提案がありますので、3 段階で構成を考えています。
- 委 員 : 要綱の中に、補助対象が団体でないといけないと理解できる部分がありますが、補助金をもらうために団体を作る場合も考えられますが、そのような場合はダメなのですか。
- 事 務 局 : 既存団体か既存団体でないかが大きく違います。
- 委 員 : 設立 1 年未満は、未熟であるため補助しましょうというのが、設立支援型で、JV

など組織して行うものは、事業型に申請してくださいということですね。ここで言っているのは、団体が自主的にテーマ設定するのか、あるいは行政がテーマ設定したいものがあって、それに団体が応募するのかということですか。

委員： 要綱（案）の第3条で市内に事務所がないといけないと条件を付すと、これを読んだ方は、専用の事務所がないと申請できないと誤ってしまっているのではないかと思います。

委員： 例えば5団体がJVで活動する場合は、代表となる事務局団体の拠点が市内であれば大丈夫ですね。

事務局： 既存の団体でなくても、プロジェクトみたいに作る時に枠組みをきちんとしないとけないということで、何人以上の団体で、事務所もあって代表も決めておいていただきたいということを条件にしたらどうかというご提案ですので、事務所は市内になくてもよろしいのではという議論はあると思います。ですので、臨時的な団体であっても構わないと思います。

委員： 社会教育団体でもNPO団体でも経済的にゆとりがある団体はあまりないですから、代表者の家を事務所としていることが多いです。代表者の住所が市内であればよいという解釈でよろしいかと思います。

事務局： 事務所を借りていないといけないという訳ではございませんので、代表者住所でも構わないと思います。ただ、プロジェクトでも議論がございましたが、市民活動を促進するための補助金でもありますので、市内の方々が活躍できるようなことに役立てていただきたいと思います。

委員長： 確認事項の①に戻りますが、行政提案の場合は、行政提案型というのを新たに設けた方がいいと思います。市民活動と同じように手を挙げることではないと思います。類似提案が出る可能性があると思いますが、市民団体の提案については団体主体で考えて来ていると思います。行政提案の場合には、市民活動のいくつかの団体があって、そのどこかにやって欲しいというようなものだと思いますので、事業そのものの組み立てが違ってくるような気がします。結果としては同じような形になるとは思いますが、提案の手続きが、同じルートに載せるというのはどうかと思います。

事務局： 事務局の解釈では、行政提案というのは、行政の方でこういうことに応募していただける団体はありませんかというスタイルをとった場合に、自由提案と一緒に枠組みで募集をかけたらいいと思ひまして、そこから先は一緒にいいのではと。だから、提案型の中に自由提案もあれば応募提案もあるという様に解釈して、その中で行うということはどうでしょうか。そうしないと、市民協働課、社会教育課や地域福祉課でも行っていますが、もしかしたら、ここに入ってくるかもしれません。提案型として一括りにしておいて、行政の提案もあり得るということはどうでしょうかとしております。

委員長： これは1年に1回の手続きで、もらっていく訳ですね。行政提案の場合には1年に1回の手続きに載らない形でも、協働事業を進めて行けると思ひます。あるいは、市民活動団体が提案する場合もこの新しい補助金制度に則っての提案だけではないと思うのです。例えば生ごみの堆肥化を活動している団体があるとして、その団

体が市の環境部などに提案をした場合に、市でもそれは行政としても進めたいと思っていたことなので、行政側からの協働事業としての提案として進めたいというようにすることがあり得るのではないかと思います。行政側から協働を進めて行く手順はこの補助金だけではないと思います。もう少し広い窓口をもった方がいいと思うのです。

事務局： そのように作ったつもりです。特にここに限ってということではございません。今も各部各課に市民協働推進員がございまして、そこには市民側の提案を吸い上げるようにという枠組みも作っております。新しい制度に入れ込むのはそういうことを促進する意図もあると思います。他の枠組みにまで、これで縛るものではございません。

委員： 市民協働推進員がどういう協働事業をしたらいいのかわからないという発言を聞いています。彼らが自分達の部局において予算も持てないところで、自分達が知っている団体から提案が出て来た時に、それにうまくのれば、いい協働ができると思っています。その様な事の呼び水になったらいいと思います。

委員長： では、提案するのは市民活動団体も行政も出来て、形が出来てどの団体がやっていただけますかというのを公募する段階では同じルートにのって行く訳ですから、行政提案型も含まれるということですね。

2番目の論点は、設立時支援型の補助金ですが、既存の団体だけでなく、新しい団体やジョイントした団体でもいいということですね。

3番目の事務所の問題は、事務所を借りていないといけないということではなく、代表者の連絡先のようなイメージでもよいという考え方でいい訳ですね。柔軟な考え方をもって、市内に事務所を有すると限定しても問題ないと思うのですが。

委員： やはり、どこかで説明しておいた方がいいですよ。

事務局： そういう丁寧さは必要だと思います。

委員： 普通占有というかエリアを持っていないと事務所とは言わないですから。

委員： 団体の数は7~800ありますが、事務所があるのは10も無いと思いますよ。

委員： そうだと思いますけど、特に新しい団体が何かやりたいという時に、これを読むと事務所が無いと申請してこないのではないかと。所在地を明らかにする説明が必要ではないか。

事務局： 工夫をしたいと思います。

委員長： 代表者宅は認めるとか。

委員： そうですね。

委員長： では、次の4番ですが、国、県及び他の自治体の支援を受けている団体活動の取り扱いについてですが、この趣旨は補助金の重複の受け取りはダメですよという意味ですか。ある事業の補助金を国から貰って、県から貰って、市から貰って、1/2ずつもらって合したら1.5倍というのはまずいと思いますけど、例えば、現実に私達は科研費をもらって、他の財団から貰って、それを合せて大きな研究事業をするというのはありますから、ここは貰っていても良いとした方がいいのではないかと思います。どうでしょうか。委員のところも国との関係もあるでしょうし、もっと世界的なレベルで国連から貰ってということもあるかと思いますが、国連から貰っているからダメですといわれると困ると思いますが。

委員： 市民活動を促進するという意味においては、89の団体をみても重複して、国や県あたりから貰っている団体もあったと思いますので、個人的にはこの団体だけと限らなくてもいいと思います。というのも、上限が100万円までと決まっていますよね。提案する団体がもっと大きな、もっとスケールの大きなことを考えていた場合に、100万円というのが全体のなかでパーセンテージが低かったりすると、他のところから補助を受けることもやぶさかではないと個人的には感じています。

委員： これはむしろ会計上の問題だと思いますが、県や市からの二重取りにならないように事務処理をきちんとしておく必要があるのではないのでしょうか。

事務局： これを作った趣旨は、他市の要綱にありまして、その中身は、ひとつは委員がおっしゃったように財務上複雑になり易い。つまり、今まであったところが二重に受け取っているという意味ではなくて、市から単独で受けているのであれば、これは簡単に財務が分かる訳ですが、他のところからも受けているということは財務上不明確になりがちですので、単体とするというのがひとつ。もうひとつは、大きな補助は大きなところから貰って下さいということです。つまり市町村、基礎自治体で行うのは、できるだけ小さい、なかなか他から貰えないようなものに広げていくという意図。そのふたつだと思いますので、それをどう考えるのかによって、他の自治体と重複して受けていても問題ないとは思いますが。

ひとつ補助制度の中で、例えば国が1/10出ると、でもそれでは足りなくて、なかなかやっていけないから、市に助成を求めるということもあり得ると思います。色々な補助制度がありますから、書き方等の工夫は必要かと思いますが、貰っているからダメだとは一概には言えないのかなと思います。

気になるのは、国や県から補助を貰う、貰わないというのがありますが、時期によっては市で確認出来ない場合があります。例えば、市で1/2出しますよというのはいいですが。ただ、国や県からの補助を貰う時期が違って、国や県から1/2貰っているのに市でさらに追加して1/2出すのか。国や県から貰っている証明書があるのか、ないのかというような結構難しい問題があります。基本的には、市の財源を使うことを想定するのであれば、市のなかで単独でやっていただくものを対象とする方が、チェックがし易いと思います。実際にやっていた経験上そう思います。

委員長： ある団体が3つくらい事業をやっている場合のひとつの事業については、国から補助を貰っている。そこに市が補助をするのは確かに難しいと思います。団体としてみたときに、この事業は国から補助を貰っている、この事業は県からのもので、この事業は市からのものだというように事業として明確になる範囲であればいいと思います。事業単位でなく団体単位で考えていたものですから。事業単位でみると、その事業に複数の補助は入ってくると、例えば、補助が1/2ですよというのは、残りの1/2は自己資金だということだから、補助金を出すという公益性をもっているのに、実はその自己資金の部分に別の団体から補助があつたりすると、それは補助金のそもそものルールが違ってきますから。ですから、そういう意味での複数の団体からの補助を受けているというのは望ましくないとして良いと思う。ただ、複数の事業をやっている団体については、事業ごと明確になるようにするのが条件だと思います。

それでは、そのような認識でそこは文言を工夫してもらおうということでもいいですか。
(了承)

委員長 : それでは、5 番目ですが、被補助団体として欠格事由は充分となっているかということですが、欠格事由としての条文が特にある訳ではない、定義のなかに出てこないものが欠格事由ということでしょうか

事務局 : いえ、NPO法の関係で、要綱第 3 条 (4) にNPO法第 2 条イ、ロ、ハに該当するもの、これは宗教的なことをやっていないとか政治的なことをやっていないということを対象と考えていますので、ここでいう欠格条項に不足がないかというのは、例えば他の団体から補助をもらっていたりだとか、それ以外にも何かあるのではないかと、リエントリーを認めておりますので、つまり 3 年間の補助終了後もう一度申請することはOKとしていますので、そもそもそういうことを認めるのかとか、このような形態を成していないものはダメだとか、そのようなことがあるのかなということを思ったものですから、これで大丈夫ですかということです。

委員長 : なるほど。例えば代表者が市税を払っていないなど。

事務局 : それは、わかりません。

委員 : わかりませんよ。個人情報ですから。

事務局 : 例えば、補助を受けていて前年度において不適切な使途があったとか、予算額の何パーセント以上使わなくて、繰越金にしたとか、細かくいうとあるのかなと思います。

委員長 : そのような不適格条項といいますか、そのようなものがまともなものであるものが、今の補助金制度にもあると思うのですが、どうですか。なかったですか。

事務局 : ございます。それは明らかに規則に違反していればダメです。補助金の基準を作っていた時に、繰越金がこれ以上あればダメだというような話をされていましたが、例えばその中で、チェックシートで 50 点いかない場合はダメだとかいうことが基準になったりするのかなと思います。それは審査会で審査するというのであれば、それはそれでいいと思います。現在、思いつくものが無いということであれば、次に進んでもらっていいと思います。

委員長 : 思いつくのは、政治活動禁止というNPO法なのですが、例えば、今若者の投票率を上げようという運動している若者達のグループがあるのですが、これはおそらく政治活動不可だということ、はじかれてしまうと思うのですね。もう少し柔軟な政治という理解ができるかどうかかなのですが。特定の政治の説明は、特定の候補か何かでした。

委員 : 特定の政党とか。

委員長 : そうすると今のような活動は大丈夫でしょうね。

委員 : 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものではないこととあります。

委員長 : そこで、世界平和みたいなものは、ダメなのですかという話になりますよね。特定の主義なんていうと、地球環境を良くするというのは特定の主義となるのでしょうか。

委員 : それは少し解釈が広すぎると思います。

委員長 : そうですか。では一般的な話として、欠格事由については、現在の補助金の規定を使うということでもいいのではないのでしょうか。

(了承)

- 委員長：では、次に6番、補助対象経費、補助率及び限度額は妥当かという点ですが、要綱第4条に対象となる経費は、別表1に掲げるとおりとするとあります。人件費、報償費、交通費等ありますが。ここでいうと、人件費のところの問題になってきますね。補助率の問題については、提案型が50%で、設立支援が80%、限度額はどちらも100万円となっていますが、これについてどうかということですが。
- 委員：これは、先ほども申し上げたと思いますが、もともと人件費は補助金の対象とならないと思います。事業に使ってもらいたいのに、人件費の率が高くなると他の経費にしわ寄せがいくことにもなります。それから、賃借料がありますよね。借家または借地と。これも補助金の対象にするのかどうか。個人的には疑問があるのですが。
- 委員長：人件費についても、上限が100万円ですから月3万円くらいで週数回来てもらおうような人を雇うということが、これでできるかどうか。
- 委員：それは多分、普通人件費とは呼ばないですね。
これは、会計の監査が入る時にチェック入りませんか。
- 事務局：これは定義の関係かと思うのですが。賃金とか報償費とか色々あると思います。人件費をどのように定義するかという問題かと思うます。
- 委員：ここの人件費や賃借費は設立支援型に限り認めるという素案になっていますが、設立時に必要な備品なら理解できるのですが、人件費や賃借料というのは、継続するものですから、設立時の支援のときだけ認められても、結局2、3年後はどうなるのかということで、これを入れた意図がよくわからない。
- 事務局：賃借料については、削っておいた方がいいのかなという判断もありましたけど、議論してもらった方がいいのかなということで残しました。つまり、もし事務所やサービス拠点を構えるとなると、家賃も最初に多くかかりますので、借りることを容易にするという意味では設立支援だけであれば、若干余分に面倒をみてもいいのかなと思いました。人件費という言い方がどうかという議論はあるかと思いますが、昨今のNPOの声を聞きますと、人件費補助をしてもらいたいとの話は聞きますので、とりあえず入れさせていただいたものでございますから、議論の結果削除するのはいいのかなと思います。
- 委員：我孫子市では人件費が入っていますね。但し、3年で切ってしまうけど。だから最初はキーマンに頼んで、それで立ち上がって軌道にのったら自分達でやってくださいというスタンスですよ。設立だけのものであればあってもいいのかなと私は思います。
- 委員：今おっしゃるような人件費はあってもいいとは思いますが、賃借についても本来は、自分達が人と組織とお金を用意するものだと思います。
- 委員：事業費補助の場合は、おっしゃることが当てはまると思うのですが、立ち上げの場合は、インキュベーションを成功させるために例外かなということだと思います。
- 事務局：先程からご議論を聞いていまして、あくまでも補助対象経費は補助者側で決めることだと思います。例えば、国の補助金ですが、人件費を絶対認めないというものもあるのかもしれませんが。ただ、端的に言いますと、国の補正予算にあります緊急雇用創

出事業といいますように、雇用を創出しようということになりますと、正に人件費を補助するよというようなこともございますので、補助対象経費はの中でご議論いただいて、補助金の趣旨から対象としよう、いやしないということの素案を決めていただければよろしいかと思えます。

委員：ただ、市では人件費というものの理解をどの程度されていますか。

事務局：市役所的予算の話でいいますと、予算の中杓子定規に決まっています、予算の費目が28に分かれております。そのうち人件費と言われているのは、報酬と給料と職員手当、つまり人件費といいますが役所の中の人間の費用ですので、厳格に決まっております。ここでいう概念がそのまま当たるかという、相手は民間の方ですので、一般論で解釈するしかないのかなと思えますが。

人件費的なものの定義の仕方を明確にしておけば、あとはここまでが対象経費ですよと決めることは可能だと思います。

委員長：民間委託すると人件費でなくなって、物件費になる訳です。だから、民間委託すると人件費が下がったように見えます。これが従来の行革の見せ場だった訳です。それからいうと、先ほどの事務局の説明は正規職員の費用であって、パートの人は入っていないと思うのです。

事務局：臨時職員は賃金と申します。私どもの世界では、賃金は物件費扱いになります。ただ、非常勤の職員という職員がおりまして、常勤の我々と違って、この方々には報酬で支払っております。報酬は決算統計上人件費でございます。ですから形式的な話ですけど、役所の中ではそういう括りで動いています。ですから、必ずしもこのルールを踏襲することはなくて、補助金を渡すときの補助対象経費はこういうものだとしておけば問題はなからうと思えます。

委員：こだわる訳ではないですが、備考のところに雇用と書いてあるので、雇用というのはある意味専任職員として雇うという理解だから、職員ひとり雇うのかということが補助金になじまないのではないのかと思うのです。

委員：我孫子市は補助金にしています。

委員：補助金そのものの制度としてどうなのかなと思うものですから。

委員：それは団体側の責任でやればいいと思うのですが。

委員：もちろんそうだと思いますけど、きちんと説明しておいてあげないといけないと思います。

委員：おっしゃっているのは、雇用というと必ず継続すると考えているかもしれませんが、今はいろんな雇用形態がありまして、1年契約というものもありますから。雇用というとずっと続くというのは、申し訳ありませんけど、古い考えです。今は初めから1年というものもありますから、あるいは1年毎というものもあります。プロ野球選手もそうですから。要するに最終的に審査なり、この会議でどのようなものを補助対象と認めるかという議論であって、人件費がダメとか、賃借料がダメという議論ではないと思います。確かに人件費といえば継続するというイメージがありますので、雇用というと1年で切ってしまうのかというイメージはありますが、現実には雇用するときに1年ですとか、あるいは2年ですと雇えばいい訳です。

- 委員：もちろんそうですね。
- 事務局：人件費という名称が常勤を指すのではということからきているのだと思いますので、ここは賃金としてもいいのかなと思います。場合によっては、事務局員もパートを雇う場合とか、アルバイトを雇う場合とか、つまりそういう趣旨を決めていただければよろしいのかなと思います。
- 委員長：ではそういう趣旨の部分的な事務運営費と言うのでしょうかね。あるいは事務職員費と言うのがいいのかもしれないね。
- 事務局：ただ、委員が最初におっしゃった運営費的なものを補助するというのが趣旨に合うのかどうかはきちんと議論してもらった方がいいと思います。例外的に設立時だけは甘くみましようというのであれば、それはそれでいいと思います。
- 委員長：イギリスなどでは1年間人を雇うと500万円を補助します。人件費を団体に補助するというのがありますので、人件費そのものだからダメだという認識は私には無かった。だから、審査の段階では、人件費の補助は、何の事業のために人を雇うのか、単に人を補充するための人件費でないということで厳しくみた。どんな事業であっても人手がかからない訳はない。そういう範囲内でみていく訳ですけど、事業型でない設立型にすこし手厚くするというのを例外的に認めることにした方がいいかもしれませんね。人件費という言葉も変えるとして。では、この議論はあとでまた整理するとして。あと補助率、補助限度額の50%だとか80%、100万円というのはどうでしょうか。設立支援型も100万円というのは、ちょっと多いかなという気もしないでもないですけど、でもそれだけ価値のある立ち上げだったら、限度額ですから100万円でもいいのかもしれないですけど。ただ、補助率が80%ですよね。だから違うものであるということを目立たせるためには限度額は80万円くらい、あるいは50万円くらいにした方がいいかもしれませんが、それでは出来ないでしょうかね。限度額ですから、100万円ということにしましょう。

(了承)

では、次の7番のリターンマッチは可としてもよいのではないかというのは、先程議論しましたが、これは可としたいと思います。

次に2の検討事項の要綱に盛り込んでいないので、検討しなくてはいけない事項ということですが、こちらの方は論点が難しいかもしれません。まず①、事業終了後に第三者審査機関において実績報告会を開催し、適正な会計処理の確認と事業の効果の検証を実施しますが、中間ヒアリングについてどのように取り扱うかということですが。

- 事務局：これは、事後にやりますが、中間ヒアリングにおいてやるということであれば、ここには盛り込んでいませんので、どのくらいの頻度でやるのが適切なのかというようなことを議論したいと思います。
- 委員長：この趣旨でいくと、全ての団体に中間ヒアリングを実施して、役所と市民団体と一体感をもってもらうということですね。最初と最後だけでなく、中間にもということで、入れると全部に実施しなくていけなくなる。中間ヒアリングをしなくてはいけない場合とは、進捗状況が悪いとか、活動実態がないとかいう場合は途中でチェックし

た方がいいと思いますけど、こういう意味でのチェックはあるのですか。一度始まってしまうと最後までじっと待たないといけないということになりますか。今までなかったですね。

事務局： 事業の期間の問題もあると思います。丸々1年かかるものもあれば、3ヶ月で終わってしまうものも、あるいは10日間で終わるものもあるかと思いますが、一応毎年継続して3年間という取り決めにしてありますので、3年間継続できるものは、中間というのは少なくとも年に一度は報告してもらおうということです。終われば報告してもらいますし、できれば公表する機会を設けるということで行うつもりでおりましたけれど、そもそも年度途中や事業途中で実施することは難しいのではないかとということで盛り込んでおりません。

委員： 普通の事業だと多分いいと思いますが、立上げ支援の場合で相当脆弱な団体であった時に、少しチェックを入れて別の意味の支援をしてあげるとかの必要はないのかなという気がしますがどうでしょうか。

事務局： 明確に決めないで、状況によってやってもらうということではどうでしょうか。

委員： 実際にやっているかどうかよく分からないとか、所定の期日を過ぎても何も来ないとかいう場合のフォローの方が大事だと思います。それは終わりのフォローでやるかもしれませんけど。

委員： 協働でやりましょうと言っているのだから、依頼する行政側が丸投げしてしまって、1年後とか1年半後に結果を吸い上げるのではなく、今何をやっているかは担当課が少なくとも知っていないといけないし、団体と行政が一体感を持った進め方が本来のお金の使い方ではないのかと思います。だから担当課が少なすぎて出来ないなら、それに代わる手法を考えればいいと思います。丸投げはダメということと、団体がきちんとスケジュール管理をしているかという二つが大事だと思います。

事務局： この要綱の第7条に今後審査会を設けるとありますので、そこで詰めていくのかなと思います。一連の事業というのもあるだろうし、半年間の事業というのも考えられます。ですから、この中間というのは、出してもらった事業のスケジュールを判断しながら見ていかななくてはいけない。ただ、必ず見なくてはいけないかということ、事業の中身をみないとわからない部分があり、今の段階でははっきりこうあるべきというのは、中々難しいのかなと感じます。実際の審査会の中で、もう少し具体的に詰めていく必要があると思います。この委員会の中で詰めていただければ、この後の審査会が楽になるのかなと思いますが、具体的な事例を見てみないとイメージがわかないと思います。私が以前別の課で担当した助成金事業では、4月から実施していてお金は年度末にというものもあれば、半年後から始めるというのもあります。1年に1回の補助事業ですので、実績報告は提出してもらいますが、予定より早く終ったり、少し遅れたりというのがありました。ただ、中間ではチェックはしておりませんでした。大きなイベント等の時に見学に行ったりしたことはありました。

委員： 船橋の場合には各課に市民協働推進員がいますが、個人的にはまだ具体的に活躍する段階には至っていないと思います。うまく活躍してくれると半年に1回くらいは可能ではないかと思います。逆に言えば、半年に1回くらいは活躍して欲しいかなと思

います。

事務局：この点につきましては、なるべく自立させるために、手をかけないというのもひとつあると思うのですね。ただ、今おっしゃるように協働という対話型で進めるのであれば、それはこの要綱の第9条に所管課の指定という部分があり、意見を求めることになっておりますので、そこの役割を決めておくということで対話型を望むという姿勢は出せるのではないかと思いますので、そういう形でもいいのかと思います。

委員長：そうですね。いつまでたっても動かない時に、モニタリングというか、言葉がよくないかもしれないですけど、監視をするとか、活動していることを気にかけておかないと、気が付いたら何もなかったということにならないようにする必要がありますと思います。温かく見守るといような記述が第9条に入るといいのかなと思います。

あと、最終確定ということではなく、時間の関係がありますので、一通り頭出しをしたいと思います。②が寄付金を募るなど市民の善意が活かされる仕組みについて、それから③がそれに関連して基金を作るかどうか、それから4番目が若者枠等を設け、補助率等を優遇するなどの特別な仕組みについて、それから5番目、支援審査会の役割は、新しい補助金制度に係る評価・判定以外に、既存事業の見直しの確認をしていただくことについてということです。今日全てについて確定した議論ができるわけではありませんので、次の議題に移った方が良くと思いますがどうですか。

事務局：ご意見をお持ちの方がいらっしゃれば、聞いていただければと思います。そうすれば、次回新しい資料を出せます。

委員長：そうですね。②から⑤について、いかがでしょうか。何かご意見ある方はおられますか。

委員：基金について、市はどれくらい本気で考えているかというのも大事な事かと思いますが。

事務局：基金の設置は実際難しいと思います。どれくらい集まるかもわかりませんし。趣旨をご議論いただいて、その後は市の内部で手法も含めて検討していきたいと思えます。

委員長：ひとつの問題として、基金を設置して寄付を募ると、寄付金控除の関係で用途に制約が出てくるでしょ。確か杉並区が公益的な基金にしたので、使い道が制約を受けてしまうのですが、他のところは、一般的に制約を持たずにいろんな団体に補助を出せるようにしていくためにやっていない方が多いと思うのです。ただ、基金といってもその場合は、予算の枠でしかないですね。今年はいくら補助金として出すのかという時に、基金といえば利子で増やしていくのですが、こういう時代ですから利子はほとんど増えないですから、基金は予算の枠でしかない。だから基金とは呼ばない方がいいような気もしますがどうですか。

事務局：予算の範囲内でやっていくというのはどこも共通しているので、私どもも、予算の枠内で活用するのがよろしいのではないかとということでご説明させていただいておりますので、確認の話です。ただ、寄付をしたいという善意をどう活かすというその仕組みをどうするか、そっちの議論の方が大事かと思っています。市民参加型というのでしょうか、その仕組みをどういうふうにしたらいいのか。その中に基金というのが

あり、基金は敢えて挙げさせていただきましたが、それは使い方が難しいので、それ以外に市民がこういう活動には寄付したいなあといった時に何かアイデアあれば盛り込みたいと考えています。

委員 長 : 寄付の税制そのものが非常に高額寄付の型しかとっていないので、子供の貯金が寄付できるようなものが本当はいいのではないかと思います、国の制度の問題なので難しいです。それから高額寄付の場合でも税額控除の対象になるようなものを行政が受けると、その時はそれなりの支出の制約を受けてきます。だから、市民の善意が活かされる仕組みはもう少し検討することとして、あった方がいいと思いますが、この補助金が始まる時までには仕込めるかどうか問題かと思えます。

事務局 : 特別にご意見なければ、予算の中で取り決めて行う方式を考えて行きます。

委員 : ちょっといいですか。基金と勘違いしているのかもしれませんが、今委員長がおっしゃっているのは、市のお金ではなくて、市民から出してもらうということですか。

委員 長 : 市のお金もありますが、そこに市民の寄付も入れるということです。

委員 : それを今考えている補助金制度に取り入れるということですか。それで、市の予算が大きくなるということですね。それと、5 番の新しい補助金以外に既存の事業の見直しを確認していただくということの本意は。

委員 長 : そういう余裕があるかどうかということでは。

事務局 : この意味は、整理統合とか事業費補助への変更等の結論を 89 事業について、出させていただきましたが、次の段階としてそれが直れば補助として適切であるという判断を誰かがしないとイケませんので、それをやっていただいたりですとか、それから一千万円以上の補助金等高額なものについては、必ず財務的な監査も第三者にやってもらった方がいいのではないかとご提案もありましたので、合わせて、つまりこの要綱の中では、出てこないような内容について設置要綱などに別に入れていくのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

委員 : 新しい補助金も既存の補助金も、もしそういうチェックを受けるのであれば、同じように実施した方がいいと思います。既存の補助をしなくて新しい補助だけするのは、おかしい話ですから。あと、今あった高額なものを監査するとか分ける必要はないと思います。

委員 長 : ただですね。この委員会が新しい補助金も審査するというのは逆の方向ですね。新しい委員会ができて、そちらで今我々がやっていることもやってくださいと言っている。両方扱うのは大変だと思うのですが。

委員 : 第三者がチェックするのは必要だと思うのですが。

委員 長 : それはそうですが、同じ第三者が両方するのは。

委員 : それはそうですね。

委員 長 : 新しい補助金もかなりの数が出てくると思いますよ。それから説明責任もあります。何故落ちたのですかということにきちんと答えなければいけないですね。となると少し大変で、そちらはそちら専門に審査してもらう。既存の補助金のこれからの見直しについては、必要に応じてこの委員会が、あるいは第二期の委員会がやる方がいいでしょう。制度設計として性質が違いますので、別にした方がいいのではと思います。

それが、⑤に対する私の意見です。

少し今日の議論を整理していただいて、次回に新しい補助金について資料をいただければと思います。時間の関係がありますので、次の議題、報告書素案に移りたいと思います。ご説明をお願いします。

事務局： 議題の4でございますが、検討委員会報告書（素案）についてでございます。資料5をご覧くださいと思います。前回の委員会でお示した骨子案に基づきまして素案として作成したものでございます。交付に関する基準を作成する段階で出された意見で基準案に盛り込まないが、市長への報告として盛り込む事項について、付帯意見として明記させていただいております。資料編の点検いただいた補助金点検シートは、現段階では89事業全ては添付してはおりません。また、1ページ目の「はじめに」と10ページ目の「おわりに」につきましては、暫定的に作成しておりますので、後程委員長に作成いただければと思います。また、この報告書案につきましては、これから皆様の意見をいただきながら作成していきますので、今日お気づきの点があれば、また、期限を決めてそれぞれ事務局までご意見をお寄せいただいて、次回に修正したものを提示させていただければと思っております。以上です。

委員長： 形式の問題ですが、資料の4の補助基準案は、報告書の中でかなり重要なもので、資料4でなく、本文に入れた方がいいと思います。新しい補助金の方も資料ですから難しいですか。本文のところでききなり付帯意見があつて、資料4があつて付帯意見ですよ。

事務局： 決めていただければと思います。その方がよろしいかと思います。

委員長： その他の表とか点検シートは資料でいいと思いますけど。

委員： 事務局にお聞きします。これから聞くことは多分そうしますという答えかと思いますが、7ページの表2がありますが、我々数字を扱う人間には一番大事なのですが、今回の検討委員会において審査した結果、廃止した方がいいのが何団体で、いくらと書いてありますが、これは大切で非常にいいと思います。この数字に結びつく内訳表みたいなもの、例えば予算がいくらで89事業あつて、合計するとここの額と一致するような表は作れると思いますが。

事務局： 現在のところ、資料6のところに対象限定補助金審査結果一覧表ということで、確かに廃止だけをまとめては書いてはいないですけど、こういった形であつて、予算額も入っていますので、ここで廃止の内数等も示すことは可能かと思えます。

委員： わかりませんが、例えば、議会か何かで、補助金が廃止となったのは、どんな団体なのか、どんな理由なのかとかいうような質問があつたとき、すぐに答えられますか。

事務局： 今日の資料で可能でないかと思えますので大丈夫です。

委員： 出来ましたら、新しい補助金は、見直した補助金で生み出した財源を充てるということを書いて欲しいです。どこかに書いてありましたか。

委員： どこかに書いてありましたよ。

委員長： それから、大事な点として、8ページにこれまでの議論で出された考え方をまとめてありますが、今日は時間がなくなつてしまいましたが、この部分も目を通していた

だいて、追加すべき点、あるいは修正すべき点等ございましたら、事務局まで寄せてください。

事務局： 先程委員からございました財源の話につきましては、新しい補助金制度の提案についての下から3行目のところに入れてございます。

委員： 報告書としては、こうなるのでしょうか、実際のプレゼンもこれでやるのでしょうか。グラフなどを使用し、眼で見てわかる方が理解し易い。議論の中で出された全体としての意見と言う項目は、我々が話し合った今の補助金の問題点がここに集約されている。この問題点に対して、どの様に対策したのかが分かるような説明の方法は考えているのですか。報告書はこれでいいと思いますが、これをベースに市長に説明していくのか、これを骨子として説明用の資料を別に作るのか。これを使うと文書が多く、聞いている側からすると何が言いたいのかということになりかねない。市長さんに報告するなら、今の問題点はこうで、これに対してこういう基準を作ったから良くなる。その結果、余剰金が出て、それを新しい市民活動に充てるという流れがスムーズに分かるようにしないと、1 ページ、1 ページ何が書いてあるんだというのを理解して頂くのは、結構大変だと思います。

事務局： ご指導ありがとうございます。中身を決めてから考えたいと思います。

委員： それでいいと思います。

事務局： 終わったら、おそらく市民にも何らかの形でお話をしなくては行けませんので、何か見やすいものを作らなければいけないと思っております。

委員長： 役所の中はこれで済むかもしれませんが、市民向けにはこれでは不十分だと私も思いますので、何か考えていただいた方がいいと思います。

委員： 次回でいいですが、まとめ方とすると「はじめに」とか「おわりに」とか出てきますが、格好が良くないですね。もう一つ。要綱の第3条第2号ですけど、市民のところ「船橋市に在住・在勤・在学する18歳以上の者」というのは多分代表者の事だと思うので、市民とする必要は無いと思うのです。そうしないと子ども会とか青少年団体とか申請出来ない。

事務局： ここでは、子供達だけで補助金をもらうというようには考えておりませんので、当然代表者ということになるのですが、ここで考えたのは、公益な活動を担うということですので、市民が過半数の団体であって欲しいという気持ちがあります。

委員： そうなると、ここで何も市民と説明する必要はないのではないかと。代表者は学生が主宰して、対象は子供であっていい訳ですね。

事務局： 失礼しました。市民と書いてあるのは、他のところで市民と使わないようにしているつもりで、団体を構成する要因が市民である必要があるということを行っているのです。

委員： それと、18歳以上というのはメンバーのことではない訳でしょ。代表者が18歳以上であればいいということでもいい訳でしょ。

事務局： 会員として公益事業を担える人ということを考えていたので、もう少し工夫したいと思います。16歳の方は会員を構成できるとは考えていないのですが、これではダメですか。

- 委員： 学生を使って何かしようとした時に、学生が小中学校を対象に何か事業をしたい時に、対象が小中学生ということになるから。市民という意味と 18 歳以上という意味がどうなのかなど。
- 事務局： わかりました。ここで市民の定義をするのではなくて、団体の定義の中ですればいい「応募型」という表現は、委員のご意見で「行政提案型」のことをさしていますので、特に普遍的な原理ではございませんということですね。
- 委員： 代表者の定義はとしてくれればいいのでしょ。
- 委員長： ここでは在学・在勤の人も含まれていますよということが大切です。
- 事務局： ご指摘のとおり、他の文面でも市民という言葉が出てきて誤解されるので、工夫させていただきます。
- 委員長： では、これは確定ではありませんで、もう 1～2 回議論を行うということですので、最後にスケジュールをご説明下さい。
- 事務局： 今委員長からありましたが、後 1～2 回程度は必要かなと思います。それで、次回ですが、皆様にご都合をお伺いしたところ、5 月は 18 日の月曜日で、また夜間のみということで、5 月 18 日月曜日の 18 時から、場所はここ第一会議室ということでよろしく願いいたします。また次の日程については、別にご照会させていただきたいと思います。
- 委員長： では、第 10 回船橋市補助金制度検討委員会をこれで閉会とさせていただきます。活発な議論どうもありがとうございました。

議事録署名人 船橋市補助金制度検討委員 斎藤 哲瑯